

2018年12月28日

株主各位

会社名 昭光通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲泉 淳一
問合せ先責任者 執行役員総務部長 飯田 勝
TEL (03) 3459-5021
(コード番号 8090 東証第1部)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、本年12月14日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する2,400万円の課徴金納付命令を发出するよう勧告が行われましたが、その後、金融庁長官から、審判手続開始決定通知書を受領しました。

これにつき、当社は、上記通知に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第172条の4第1項に掲げる事実、ならびに納付すべき課徴金の額を認めることを決定し、その旨の答弁書を本年12月27日に金融庁審判官へ提出いたしました。

今後、当社は金融庁から发出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

当社は、平成29年4月17日付「特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社の連結子会社が行っていた特定の顧客との取引に関し、当社および子会社の役職員には対象物品が存在しない取引であることを認識していたと認められる者は見当たらなかったものの、実質的に資金のみが循環する取引であったとの報告を受け、売上高を計上する通常の商取引としての会計処理は適当でないと判断し、同年4月25日に平成26年12月期に遡及して有価証券報告書等の訂正を行ないました。

当社及び子会社における全社的な内部統制の運用上の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなったことにつきまして、深く反省しております。

その後当社は、平成29年6月26日に「改善報告書」を、同年12月27日に「改善状況報告書」を東京証券取引所に提出し、その内容に沿った再発防止のための諸施策を最優先の経営課題との認識のもとで実行しており、引き続き信頼回復に向けた取組みを推進してまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、ここに改めて深くお詫び申し上げます。

以上